

相 談 事 例

ID : 03-01-050

相談タイトル

賃貸借契約にかかる仲介手数料について

Q : ご相談内容

入居申込をし仲介手数料を支払ったが契約しなかった。契約書も交わしておらず、重要事項説明も受けていない。支払った仲介手数料はどうなるのか。

A : 回答

媒介（仲介）手数料は取引が成立した時点で支払う成功報酬ですので、賃貸借契約が成立していないということだと、媒介不動産会社に対し媒介（仲介）手数料は発生していませんので、支払ってある仲介手数料の返金を申し出ることとなります。なお、賃貸借契約成立後に入居しないとした場合は、契約解除を行ったこととなり、契約自体は成立していますので、成功報酬である仲介手数料は支払われる事となります。